

処方医へ

	薬剤総合評価調製管理料
	←薬剤が2剤以上減った場合は左欄にチェックをお願いします。

患者様へ

1. 交付日を含めて4日以内に保険薬局へ提出してください。
ただし、特に指定日付の記載がある場合は除きます。
2. 処方箋のお名前と内容をご確認ください。
3. 「お薬手帳」をお持ちの場合は、診察時には医師、保険薬局では薬剤師にお見せください。他の病院のお薬を確認することができます。
4. 保険薬局にはこのまま切り離さずに渡してください。

保険薬局へ

1. 疑義照会は電話のみ受付いたします。
2. 当院発行処方箋における疑義照会に関して取り決めがございます。
詳細に関しては下記をご参照ください。
当院 HP ⇒ 診療科・部門一覧 ⇒ 薬剤室 ⇒ 保険薬局のみなさまへ
3. 電話問い合わせ後は「服薬情報提供書」を FAX にて報告をお願いいたします。
なお「服薬情報提供書」は上記 HP 上に掲載しております。
4. ご不明点に関しましては電話にて対応いたします。
5. 後発医薬品への変更報告は不要です。
調剤した薬剤名でお薬手帳へ記載をお願いいたします。

問い合わせ先：練馬光が丘病院 薬剤室 TEL03-3979-3611(代表)

※保険・公費に係る内容は「医事課」へお問い合わせください。

FAX 報告先：練馬光が丘病院 薬剤室 FAX03-3979-3848(直通)